

第4 高等学校教諭免許状を取得しようとする場合

＜表1－高(1)＞ 所要資格 【根拠規定：法別表第1、規則第5条】

免許状の種類			一種		専修	
基礎資格			学士		修士	
教科及び教職に関する科目	(第2欄) 教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	(注2)	24	一 種 と 同 じ	
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。) (注3)・(注4)・(注11)	4 (一)	8		
	(第3欄) 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	含	10 (四)		6
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)				
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)				
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程				
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	1			
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)(注3)・(注5)	含			
	(第4欄) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な探究の時間の指導法(注3)	含	8 (五)		4
		特別活動の指導法(注3)				
教育の方法及び技術(注3)・(注12)						
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法(注3)・(注12)		1				
生徒指導の理論及び方法		含				
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法						
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
(第5欄) 教育実践に関する科目	教育実習(注6)・(注7)	3 (二)				
	教職実践演習	2(零)				
(第6欄)	大学が独自に設定する科目(大学等)(注13)	12				
(第6欄)	大学が独自に設定する科目(大学院等)(注13)			24		
必要単位数(計)			59		83	

(注1)「教科及び教職に関する科目」の単位は、高等学校教諭の認定課程を有する大学等で、全ての事項を含めて修得します。個別に単位数が記載されたものは、その事項のみで修得が必要な最低単位です。(法別表第1備考第5イ)

(注2)次表の「免許教科」の種類に応じ、それぞれ定める「教科に関する専門的事項」について、一般的包括的な内容(*)を含んで、それぞれ1単位以上修得します。(規則第5条表備考第1号) *1つの学科等で満たしてください。(規則第5条表備考第2号)

免許教科	教科に関する専門的事項
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） / 国文学（国文学史を含む。） / 漢文学
地理歴史	日本史/外国史/人文地理学・自然地理学/地誌
公民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」 / 「社会学、経済学（国際経済を含む。）」 / 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
数学	代数学/幾何学/解析学/「確率論、統計学」/コンピュータ
理科	物理学/化学/生物学/地学/「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」
音楽	ソルフェージュ/声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） / 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） / 指揮法/音楽理論・作曲法（編曲法を含む。） ・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美術	絵画（映像メディア表現を含む。） / 彫刻/デザイン（映像メディア表現を含む。） / 美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
工芸	図法・製図/デザイン/工芸制作（プロダクト制作を含む。） / 工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）
書道	書道（書写を含む。） / 書道史/「書論、鑑賞」 / 「国文学、漢文学」
保健体育	体育実技/「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学 （運動方法学を含む。） / 生理学（運動生理学を含む。） / 衛生学・公衆衛生学/ 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
保健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」 / 衛生学・公衆衛生学/ 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
看護	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 / 看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。） / 看護実習
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） / 被服学（被服実習を含む。） / 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） / 住居学/保育学
情報	情報社会（職業に関する内容を含む。） ・情報倫理/コンピュータ・情報処理/ 情報システム/情報通信ネットワーク/マルチメディア表現・マルチメディア技術
農業	農業の関係科目/職業指導
工業	工業の関係科目/職業指導
商業	商業の関係科目/職業指導
水産	水産の関係科目/職業指導
福祉	社会福祉学（職業指導を含む。） / 高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉/社会福祉援助 技術/介護理論・介護技術/社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等 における介護実習を含む。） / 人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解/ 加齢に関する理解・障害に関する理解
商船	商船の関係科目/職業指導
職業指導	職業指導/職業指導の技術/職業指導の運営管理
英語	英語学/英語文学/英語コミュニケーション/異文化理解 （※英語以外の外国語については、それぞれ英語の例により修得します。）
宗教	宗教学/宗教史/「教理学、哲学」

※※「 」内に表示された教科に関する専門的事項は、いずれか1以上にわたって修得します。

- (注3) 高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含んで修得してください。(規則第5条表備考第2号)
- (注4) 免許教科ごとに修得してください。(規則第4条表備考第6号)
- (注5) 第4欄の科目に「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)」を含む場合、第3欄の科目にこれを含むことを要しません。(規則第2条表備考第4号)
- (注6) 教育実習の単位は、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)又は高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)において、教員(※)として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、第2欄の「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」、第3欄、第4欄及び第5欄の「教職実践演習」の単位で替えることができます。(規則第4条表備考第8号)
※ 養護教諭及び栄養教諭での経験は不可。
- (注7) 学校体験活動を1単位まで含むことができます。(規則第2条表備考第8号)
- (注8) ()内の漢数字は、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産及び商船について、規則第5条表備考第5号(いわゆる「半数振替」)の適用を受ける場合の最低修得単位数です。「算数字-漢数字」の単位数について、第2欄の「教科に関する専門的事項」の単位の修得をもって替えることができます。(規則第5条表備考第5号)
- (注9) 工業の免許状を取得する場合は、当分の間、第2欄の「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」、第3欄、第4欄及び第5欄の全部又は一部の単位を第2欄の「教科に関する専門的事項」の単位の修得をもって替えることができます。(規則第5条表備考第6号)
(⇒ 一種免許状の必要単位数(計)59単位の全てを、第2欄の「教科に関する専門的事項」の単位で修得することが可能)
- (注10) 第2欄・第3欄・第4欄の□内の単位数までは、「指定大学(※)が加える科目」を充てることができます。(規則第5条表備考第7号)
※ 指定大学とは、認定課程を有する大学のうち教員養成に関する教育研究上の実績等を勘案して文部科学大臣が指定した大学(いわゆる「教員養成フラッグシップ大学」。令和4年4月から取組開始)のことで、東京学芸大学、福井大学、大阪教育大学、兵庫教育大学の4大学が指定されています。
- (注11) 令和4年3月31日までは「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」という名称でしたが、令和4年4月1日に「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」に変更となりました。
- (注12) 令和4年3月31日までは「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」でしたが、令和4年4月1日に「教育の方法及び技術」と「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の2つに分かれました。
- (注13) 「指定大学(⇒P.28参照)が加える科目」を充てることができます。(規則第2条表備考第14号)

<表 1－高(2)>単位差の利用 【規則第 10 条の 2 第 1 項】

既に取得している一種免許状がある者（又は所要資格を得ている者）が専修免許状を取得する場合の所要資格

免許状の種類		差分
基礎資格		修士
教科及び教職に関する科目	(第 2 欄) ～ (第 5 欄) (略)	0
	(第 6 欄) 大学が独自に設定する科目 (大学等)	0
	(第 6 欄) 大学が独自に設定する科目 (大学院等)	2 4
必要単位数 (計)		2 4

(注) 第 6 欄の単位は、「指定大学(※)が加える科目」を充てることができます。(規則第 2 条表備考第 14 号)

※ 指定大学とは、認定課程を有する大学のうち教員養成に関する教育研究上の実績等を勘案して文部科学大臣が指定した大学（いわゆる「教員養成フラッグシップ大学」。令和 4 年 4 月から取組開始）のことで、東京学芸大学、福井大学、大阪教育大学、兵庫教育大学の 4 大学が指定されています。

＜表 1－高(3)＞流用可能単位数（上限） 【規則第 5 条表備考第 4 号】

他の学校（幼稚園、小学校及び中学校）の教諭の免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位の流用可能単位数（上限）

免許状の種類			専修 一種
教科及び教職に関する科目 (注 1)	(第 2 欄) (略)	(略)	
	(第 3 欄) 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	一種 → 8
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	二種 → 6
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	(注 2)
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	
	(第 4 欄) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な探究の時間の指導法	2
		特別活動の指導法	
		教育の方法及び技術	
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	
生徒指導の理論及び方法			
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
(第 5 欄) 教育実践に関する科目	教育実習(注 3)・(注 4)	2	
	教職実践演習	2	
(第 6 欄) (略)	(略)		

(注 1) 実際に修得していない単位や、指定教員養成機関の単位は流用することができません。

(注 2) 流用元の（所要資格を得ている）免許状の種類（一種・二種）により、流用可能単位数（上限）が異なります。

(注 3) 「教育実習」の単位に学校体験活動の単位を含める場合は、他の学校種（幼稚園、小学校及び中学校）の教育実習の単位を充てることができません。（規則第 2 条表備考第 8 号）

(注 4) 「教育実習」は、事前及び事後の指導を伴わないと免許法上必要な単位を修得したことにはなりません。流用をした場合、残りの単位は、事前事後指導を含めた教育実習の単位の修得が必要です。（規則第 2 条表備考第 7 号）